

2025 年 6 月 23 日

声明「官民連携によるデータガバナンス戦略の実現」

～ 政府「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の決定を受けて～

データ社会推進協議会(DSA)

デジタル政策フォーラム(DPFJ)

デジタルトラスト協議会(JDTF)

2024 年 10 月、DSA、DPFJ 及び JDTF の三団体は、共同提言「データガバナンス戦略の推進」を公表した¹。同時期に経団連も提言「産業データスペースの構築に向けて」を公表し²、2025 年 5 月に第 2 次提言を公表した³。

これらを受け、政府においては「デジタル社会の実現に向けた重点計画」⁴（以下「重点計画」という）を閣議決定(2025 年 6 月)し、特に共同提言が焦点を当てたデータ戦略については「重点計画」に「データ連携・利活用推進」という項目及び「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」⁵（以下「基本方針」という）という章を設けて充実した記載がなされている。

今回閣議決定されたデータ戦略についての政府方針は、三団体による共同提言が示してきたデータ利活用戦略の枠組みや経団連の提唱する産業データスペース構築に向けた官民連携というアプローチと整合的であり、歓迎する。同時に、今後は総論から各論へと施策の具体化が進むことが見込まれる中、官民連携の枠組み(デジタルエコシステム官民協議会⁶)の中で、生産的、効率的かつ俯瞰的に日本におけるデータ戦略実現のための政策展開が速やかに進むことを期待する。

¹ DSA, DPFJ & JDTF 提言「データガバナンス戦略の推進」(2024 年 10 月)

<https://prt-times.jp/main/html/rd/p/000000009.000131931.html>

² 経団連「産業データスペースの構築に向けて」(2024 年 10 月)

<https://www.keidanren.or.jp/policy/2024/073.html>

³ 経団連「産業データスペースの構築に向けた第 2 次提言」(2025 年 5 月)

<https://www.keidanren.or.jp/policy/2025/026.html>

⁴ デジタル庁「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(2025 年 6 月)

https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/5ecac8cc-50f1-4168-b989-2bcaab_e870/cd4e0324/20250613_policies_priority_outline_03.pdf

⁵ デジタル行財政改革会議「データ利活用制度の在り方に関する基本方針」(2025 年 6 月)

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_gyozaikaikaku/pdf/data_houshin_honbun.pdf

⁶ デジタル庁・経団連「デジタルエコシステム官民協議会の設立について」(2025 年 6 月)

<https://www.keidanren.or.jp/announce/2025/0620.html>

デジタルエコシステム官民協議会 ホームページ <https://www.ipa.go.jp/jdep/>

データ戦略の推進によるデジタル主権の確立

三団体は上記提言において、人口減少などの社会課題の解決並びに付加価値の創造のためには戦略的な無形資産であるデータを最大限活用することが必要であり、流通データ量（データ間連携を含む）の拡大、データの質の向上、データ流通速度の改善を通じてデータ駆動社会を実現する観点から、戦略的にデータガバナンスの仕組みを整えていくことが重要であると指摘した。

そして、その具体的な施策として、業態や組織を越えたデータ連携基盤（データスペース）の構築、データ流通を促進するための法制度（データ流通促進法（仮称））の整備、トラストサービスに係る環境整備（トラストサービス法（仮称）の制定を含む）データ連携促進のための研究開発の推進、国際データ流通の枠組みづくり等の推進等が必要であるとした。

三団体は、共同提言の公表以降、経団連における産業データスペースを巡る議論に参画させていただくとともに、自民党デジタル社会推進本部においてご説明の機会をいただくなど、様々な議論を通じて検討を深めてきた⁷。また、その過程で 2025 年 3 月にはデータスペース及びトラストサービスに関する国際標準化戦略の重要性に焦点を当てた共同提言「データスペース等に関する国際標準化の必要性」⁸も公表した。

その後、自民党デジタル社会推進本部は 2025 年 5 月に提言「デジタル・ニッポン 2025」を取りまとめた⁹。

この提言では、我が国のデジタル競争力や労働生産性が他国に大きく劣後していることを認めつつ、新たに「デジタル政策 2.0」を始動させると位置付け、特にデータ戦略については、「データが価値創出の源泉となる現代において、社会課題の解決や新たなビジネスの創出に資する柔軟かつ効率的なデータ連携システムの構築は、あらゆる産業や公共サービスにとって不可欠である」という認識を示し、分野横断で活用可能なデータ連携基盤の構築、デジタル庁の司令塔機能の強化、産業データスペースの構築加速、データ連携促進のための包括的法制度の整備等が推進すべき項目として盛り込まれた。

抜本的なデジタル政策の見直し（再起動）が我が国経済にとって最重要の課題の一つである。日本におけるデジタル貿易赤字は 2024 年時点で約 6.9 兆円に上り、2035 年には約

⁷ DPFJ は 2025 年 1 月にオープンカンファレンス「デジタル政策 2025～デジタルガバナンスの確立に向けて～」を開催し、政府関係者や三団体の代表、その他有識者等が参加してデジタルガバナンスについて議論を行った。

https://www.digitalpolicyforum.jp/archive/20250121_report/

⁸ DSA, DPFJ & JDTF 「データスペース等に関する国際標準化の必要性」(2025 年 3 月)

<https://www.digitalpolicyforum.jp/wp-content/uploads/2025/03/202503-DS%E5%A3%B0%E6%98%8Ea.pdf>

⁹ 自民党デジタル社会推進本部「デジタル・ニッポン 2025」(2025 年 5 月)

<https://www.jimin.jp/news/policy/210615.html>

18 兆円まで拡大する可能性があるとの指摘¹⁰もある。国として確固たるデータ戦略を策定・推進し、データ主権(data sovereignty)と技術主権(technological sovereignty)からなるデジタル主権(digital sovereignty)を確立することは喫緊の課題だと言えよう¹¹。次節では当該領域における欧州や中国などの海外動向について触れるが、そうした国々と比べて日本のデータ戦略は大幅に遅れている。この状況を打開しなければデジタル貿易赤字はさらに拡大し、最悪の場合、安全保障の重要な一角を担うデジタル主権が損なわれることになるという危機感を関係者の間で共有する必要がある。

先行する海外のデータ戦略

EU においては 2020 年 2 月に「欧州データ戦略」¹²が公表された。本戦略は EU の国際競争力を高め、データ主権を行使するために、データに関する単一市場を創設することを目指している。そして本戦略を踏まえ、2022 年 6 月にはデータ流通事業者の健全性を維持するため「データガバナンス法」が施行され、2025 年 9 月にはデータ流通の加速化を目的とする「データ法」が施行予定となっている。加えて、注力する 9 つの産業分野において産業データの連携を推進するための団体として「Gaia-X」¹³や「DSSC」¹⁴が設立されるなど、法制度はもとより、データスペースの形成に向けた基盤構築やデジタル製品パスポート等の先行プロジェクトも進展している。

他方、米国においては包括的なデータ戦略を策定する動きはない。上記の欧州におけるデータ戦略が「米国の巨大プラットフォーマーがデータを独占する」ことへの警戒感あるいは対抗措置の意味合いが強いことを考えれば、米国におけるデータ戦略は基本的にプラットフォーマー中心で民間部門に委ねるという方向にある。この点、データ流通の加速化装置とも言える AI について、トランプ政権は本年 1 月に大統領令¹⁵を出し、前政権におけ

¹⁰ 経済産業省若手新政策プロジェクト「デジタル経済レポート：データに飲み込まれる世界、聖域なきデジタル市場の生存戦略」(2025 年 4 月)

<https://www.meti.go.jp/press/2025/04/20250430004/20250430004.html>

¹¹ 一般に「デジタル主権」とは、組織が自国のデジタル資産を主体的に管理する仕組みであり、「データ主権」(自国のデータに対する管理権を持つこと。例えば、データの所在地、保護方法、アクセス権などを制御可能であること)と「技術主権」(自国のデジタル技術を開発し、自国のデジタルインフラをコントロールすること。これは、ソフトウェアやハードウェアの国内開発、デジタルインフラの独立性を確保すること)という 2 つの主権からなる。

¹² European Commission “A European Strategy for Data” (February 2020)

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52020DC0066>

¹³ Gaia-X ホームページ <https://gaia-x.eu/>

¹⁴ Data Spaces Support Centre ホームページ <https://dssc.eu/>

¹⁵ White House “Executive Order : Removing Barriers to American Leadership in Artificial Intelligence” (January 23, 2025)

<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/01/removing-barriers-to-american-leadership-in->

る AI 政策を否定するとともに、新たに策定中の AI 行動計画に基づき、法規制の導入ではなく産業政策として、米国企業による世界的な AI 優位性を維持・強化する方針を明確化しており、AI 法を制定(2026 年に全面施行の予定)した欧州との対立が明確化してきている。

一方、中国においては 2023 年 3 月に「国家データ局」が設立され、データ戦略の推進のための司令塔が明確化された。その後、2024 年 11 月には「信頼できるデータスペースの発展行動計画」(2024 年から 2028 年までの 5 か年計画)において 100 以上のデータスペース(Trusted Data Spaces)を構築するとしており、国として総力を挙げてデータ戦略の実現を急いでいる。

データ戦略の再起動

こうした海外における戦略的取り組みに対し、日本の動きは緩慢であった。政府は 2021 年に「包括的データ戦略」¹⁶を策定したものの、目立った成果を上げるには至っていない。こうした反省を踏まえ、令和 7 年度「重点計画」の「データ連携・利活用」という項目においては、「デジタル社会の生産手段であるデータが事業者や業界の壁を越えて社会全体で広く利活用されるようにするため、AI 時代にふさわしいデータ連携・利活用を『データ利活用制度の在り方に関する基本方針』に基づき推進」した上で、「データ連携に係る重複投資を避け、立ち上がりには要する時間的・金銭的成本を低減するため、デジタル庁がデータ戦略の司令塔機能を担い、全体最適な形で取組を進める。」という方針を示している。いわば「データ戦略の再起動」に主眼を置いている点は評価できる。

同じく「重点計画」内の「基本方針」においても、三団体による共同提言の内容が色濃く反映されている。

第一に、データ連携基盤の構築やデータ流通促進法（仮称）の制定という提言について、基本方針では、データ連携のための共通基盤について「デジタル公共インフラ」として整備することを方向感として描きながら(p. 6)、データ連携に必要な機能のモジュール化やデータの標準化などを進めるとした上で、全体的な法制度として、「官民データ活用推進基本法の抜本的な改正、新法など必要な検討を行い、次期通常国会に法案を提出することを目指す」(p. 21)とスタンスを明確にしている。

第二に、トラストサービスに係る基盤整備についても、「2026 年夏までに、データ連携で必要となるトラストサービスについて体系的に考え方・在り方を整理したフレームワークとしてトラスト基盤を整備する」旨の方針が明確化されている(p. 6)。同時に、「デジタルアイデンティティウォレット(DIW)やヴェリファイアブルクレデンシャル(VC)、秘密計

[artificial-intelligence/](#)

¹⁶ デジタル庁「包括的データ戦略」(2021 年 6 月)

https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/63d84bdb-0a7d-479b-8cce-565ed146f03b/02063701/policies_data_strategy_outline_02.pdf

算、ゼロ知識証明等の先端的なプライバシー強化技術(PETs)等のトラストに関する新たな技術についても、重要なものが生み出される都度、活用の在り方を検討し、トラストの体系的な整理に柔軟に取り入れる」など「トラスト基盤をアジャイルに更新していく」というアプローチを採用するとした点(p. 6)も評価できる。

第三に、国際標準化の重要性については本年5月の三団体の共同提言でも改めて強調した部分であるが、この点、「国際的なデータ連携において求められるトラストについては、様々な政府間対話の機会を捉えて国際的にも通用するものにすることで、国際的なデータ連携・利活用を促進する」ことに加え、「データ標準化の推進にあたっては、国内標準の整備にとどまらず、国際的にも通用するように十分配慮する」とともに、「必要に応じて国際標準化団体への提案や他国との相互承認の枠組みを推進する」(p. 6)と明確に記載されている。

官民連携によるデータ戦略の推進

以上で述べたように、今回の政府方針について三団体は前向きに評価している。ただし、総論から各論への過程において、施策の進行管理や評価、計画のリボルビングなどを行うとともに、留意すべき事項について以下の3点を指摘しておきたい。

第一に、今回の基本方針では医療、金融、教育、モビリティ、産業などの重点分野におけるデータスペースの整備を推進することとされており、これ自体はデータスペースの具体化という観点から歓迎すべきであるが、その推進においては、データスペースの共通領域と個別領域の仕分けを継続的に考え、共通仕様化する部分（一階部分）と個別仕様の部分（二階部分）の区別を明確にする方向で検討をしていく必要がある。いわば「総論と各論の往復運動」を常に行う必要がある。

第二に、データスペースの構築にあたっては、サプライチェーンや製品のライフサイクル全般に及ぶ産業データスペースの構築に加え、重点領域として掲げられている各分野のように地域振興型データスペースの構築にも注力し、具体的なユースケース作り、特にサステナブルな事業モデルを生み出すための環境整備を進めていく必要がある。

第三に、共同提言で指摘し、また今般の基本方針でも随所で指摘されているように、産業横断的で投資の波及効果が大きいと見込まれるデータ連携基盤の構築に向けた事業予算や研究開発予算を十分に確保し、特にオープン型のグローバルな相互運用性が確保されたデータスペースが多数形成されるよう政策的に誘導する取り組みが求められる。

最後に、前掲の経団連提言にあるように、デジタルエコシステムの実現に向けて官民連携を図るための協議体（デジタルエコシステム官民協議会）が6月20日に立ち上がった。DSA、DPFJ及びJDTFの三団体としては協議体に積極的に参画するとともに、データスペースに係る枠組みの具体化や国際標準化活動への貢献など、データ戦略の実現に向けて取り組んでいきたい。

(参考)

三団体(DSA/DPFJ/JDTF)の概要

■ DSA (一般社団法人データ社会推進協議会)

2021 年 4 月設立。産学官の連携により分野を越えた公正、自由なデータ流通と利活用による豊かな社会（データ社会）を実現し、国内はもとより世界と連携し貢献を図ることを目的として、データ社会を実現する連携サービス(DATA-EX)の提供の実現等に向けた活動を行っている。

■ DPFJ (デジタル政策フォーラム)

2021 年 9 月設立。デジタル政策をテーマとする熟議プラットフォーム。産学官の枠を越え、多様な専門家が緩やかに連携するコミュニティを形成しており、広くデジタル政策に関する骨太な議論を行いタイムリーな提言を行っている。なお、本フォーラムの事務局は一般財団法人デジタル政策財団。

■ JDTF (一般社団法人デジタルトラスト協議会)

2022 年 2 月設立。信頼性のある自由なデータ流通(DFFT: Data Free Flow with Trust)の実現に向けて、民間企業を中心とした利用者視点でのデジタルトラストの社会実装（トラスト基盤 TaaS: Trust as a Service の創設）・課題整理・政府への提言などを行っている。